

平成27年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

近年、五霞町においても都市化が進み、少子高齢化やコミュニティの希薄化など社会的な課題も増大していると考えられ、従来からあった地域のつながり、絆なども薄れつつあります。

町民の皆様が抱える様々な課題、特に人が人として生きることの最低限の思い、家庭や地域の中で、人間らしく安心のある生活を送りたいという思いは、ますます強まっております。

そのような中、社会福祉協議会の使命とは何なのかということ課題に五霞町地域福祉活動計画（平成24年度～平成28年度）を作成し、それに基づいて取り組んでいます。

本年度は、この地域福祉活動計画の4年目として、その遂行と成果、さらには第2次の計画に向けての効果や課題が見えてくると考えます。

よって五霞町地域福祉計画及び五霞町地域福祉活動計画の共通の基本理念である「大きな絆があるまち五霞」の達成に向け、また、地域福祉活動計画の「ともに助け合い、支え合いながら安心して暮らせるまちをつくろう！」のキャッチフレーズのもと、町民の皆様と関係団体の皆様とともに連携して地域福祉活動に取り組むことを基本方針といたします。

2. 重点目標

1. 地域福祉の推進

五霞町より指定管理を受ける、福祉センター「ひばりの里」の安心安全な管理運営を行うとともに、各種福祉サービスの情報の提供や福祉活動の場としての役割を担い福祉活動の推進を図る。

みずべ公園の受付業務の委託により、福祉センターとみずべ公園の使用しやすい運営を目指す。

老人クラブ連合会から新たにシニアクラブ連合会となることを機会に、高齢者福祉の更なる推進を図る。

広報活動の充実、情報収集とその発信による地域福祉の推進に努める。

2. 相談機能の充実化

心配ごと相談、介護相談をはじめ、地域ケアサービスや地域包括支援センター、生活福祉資金に加え、生活困窮者自立支援法の施行による事業展開により、これら社協の行う福祉事業によって個々の抱える様々な問題、課題等、あらゆるニーズをとらえ、常に寄り添った支援が出来るよう、関係機関との情報を共有化し、その解決に向けての連携強化を進める。

3. 事業の効率化

福祉活動や事業を実施する上で、過程や方法、手順について効率的に実施していくことが重要である。

今までの方法、手順についてスクラップ&ビルドの考えを念頭におき、効率的な事業を行っていく。

4. 介護サービスの充実、介護・福祉人材の育成

4月1日からの介護保険制度改正により予防給付から介護予防・生活支援サービス事業への転換に対応し、介護保険指定の事業所として、利用者のニーズに沿った、利用者本位の良質なサービスの提供に努める。

今年度も介護職員初任者研修講座を開催し、町の介護を担う人材の育成を図る。

また、在宅福祉サービスをはじめ各種ボランティア人口の拡大、充実に努める。

5. 福祉活動の財政運営の適正化

社協会費や共同募金等の自主財源の確保と拡大を図るため、会員サービスの更なる周知や、募金は県内町内でどのようなことに使われているのか、その用途についての広報活動に努める。

新会計基準での最初の決算を迎え、事務事業を検証するとともに、費用対効果、事業の見直しなど一層の創意と工夫をもって効率的かつ効果的な運営に取り組む。

6. 組織体制の強化

災害ボランティアセンター運営手法や会計など職員間研修の実施、充実に努め、資質の向上を図る。

地域ケアシステムと地域包括支援センターの連携を強化し、地域包括ケアの体制づくりを進める。

事務改善委員会の意見を基に、事業の評価・人事考課制度等、資質の向上に努める。

3. 実施事業

【社会福祉事業】

【法人運営事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

①理事会・監事会・評議員会の開催

②会員の加入促進

③会員サービスの利用促進・周知

④広報活動 社協の活動を知ってもらう。 組合加入世帯・会員世帯・町内公共施設

社協だより 年2回 7月号、3月号

社協旬報 年6回 4・5月号 6・7月号 8・9月号 10・11月号 12.1月号 2・3月号

ホームページの運営 <http://www.goka-syakyu.or.jp/>

(2) 社会福祉協議会事業・活動

- ①ひとり暮らし高齢者等配食サービス
- ②ひとり暮らし高齢者等給食サービス
- ③訪問福祉美容
- ④健康福祉まつりの開催
- ⑤各種活動

入れ歯回収ボックス	設置箇所	福祉センター、五霞町役場
エコキャップ活動	設置箇所	福祉センター、五霞町役場、中央公民館、B&G海洋センター 植竹商店、セントラル産業、東昌寺

2. 共同募金配分事業

誰もができるボランティア活動として、「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動への協力を呼びかける。
募金の使途を更に明確にし、周知を図る。

(1) 老人福祉活動

①在宅福祉援助活動

(a) 友愛訪問

外出困難な方の自宅に各行政区のシニアクラブ会員が慰問品持参のうえ訪問。

(b) 訪問福祉美容助成

一人で美容院等へ行くことが困難な方の自宅に、美容師が訪問し髪をカットする。(年3回)

(c) 布団クリーニングサービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の布団の洗濯・乾燥・消毒サービスをする。

(b) ひとり暮らし高齢者等配食サービス

一人で食事を作ることが困難な高齢者等に、昼食を配達し、安否の確認も行う。
(毎月第2・第4水曜日)

(e) ひとり暮らし高齢者等給食サービス

普段外出することの困難な高齢者等に食事を提供し、コミュニケーションを図る場を提供する。(年1回)

②社会参加活動

- (a) 単位シニアクラブや同好会活動の振興
- (b) 老人大学運営事業

シニアクラブの会員が深い連帯と認識のもと、健康増進といきがい作りを目的に運営を行う。

③団体援助活動

- (a) シニアクラブ連合会の運営補助

④ふれ愛ベンチ設置助成

町内のゲートボール場や農村公園等へのベンチの設置助成金

(2) 障がい児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会が行うふれあい事業や、手をつなぐ父母の会等への助成。

(3) 児童、青少年福祉対策

①公園遊具整備事業

各行政区で設置されている子供の遊び場・遊具の補修・整備費を助成する。

②団体援助活動費

- (a) 子供会育成会の助成金
- (b) 青少年相談員協議会の助成金

(4) 福祉育成・援助活動

- ①法外援護事業 行路人援護、災害見舞金等
- ②AEDの設置

(5) ボランティア活動育成事業

- ①ボランティア連絡協議会の補助
- ②団体育成費
- ③ボランティア協力校の助成（小学校2校、中学校1校）

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員等の調査、協力により、町内の福祉サービス対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）へ、配分委員会による慎重な配分に努め、新たな年を迎える時期に、皆が安心して暮らすことが出来るよう配分する。

3. 健康福祉まつり事業

町民一人一人の福祉に対する意識高揚と社会福祉の理解と充実及びボランティア活動等に関する関心の向上を目的として開催する。

協力団体とも綿密な打ち合わせを行い、実行委員主導の健康福祉まつりを目指す。

事務局も目的達成のため、他自治体のイベントの視察や、広報媒体を創意工夫し、内容の改善を図る。

4. 心配ごと相談事業

様々な境遇の町民から寄せられる幅広い分野に亘る生活上の悩み事に対して、民生委員・身体障害者相談員が相談員として対応し、適切な助言指導を行うことにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

また、法律相談では、現代社会で発生する多岐に亘る法的問題解決に向けて弁護士の専門的な指導を行っている。

これからも、今日の社会情勢における様々な問題の解決に向けて、関係機関と連携しながら相談事業体制を整備していく。

※一般相談・・・毎月第2・第4火曜日・午後1時30分より4時まで相談室において実施する。

※法律相談・・・毎月末の火曜日・予約制により午前9時より相談室において弁護士の協力を得て実施する。

5. 善意銀行運営事業

住民福祉の増進に寄与することを目的に、町民の方々や企業、団体等から善意の金品の預託（金品、使用済切手、ベルマーク、福祉機器等）を受け、善意銀行運営委員会を経て、各種社会福祉事業の資源として払い出しを行う。

児童・生徒の福祉活動やボランティア活動の推進、各種福祉サービス等への援助や必要な方への小口資金貸付事業・防災対策事業・福祉用具貸与・障がい者対策事業等に向けて備品整備や設備投資を行う。

6. 福祉用具貸与事業

町内にお住まいの高齢者や障がい者の方、又はケガ等のやむを得ない諸事情により日常生活に支障を来しているかたに対し、特殊ベッドやエアーマット等の貸し出しを行う。

対象者の自立を助け、少しでも在宅生活を快適に過ごせるよう支援すると同時に、家族の負担軽減に繋げる。

さらに、介護保険諸制度の橋渡し役としての役割を担い、緊急性の依頼にも業者とともに出来るだけ尽力し、また利用後の補修・衛生管理にも配慮し、使いやすさを追求する。

7. 生活福祉資金貸付事業

資金をご利用になる方の直接の窓口として、相手の立場に立って常に親身になって相談に応じ、県社協担当部署と密接に連絡を取り合い、様々な解決方法を模索する。

また、平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、一層効果的に相談者の自立を図ることが見込まれる。2つの制度が円滑に連携できるように事業の推進を行う。

8. 介護職員初任者研修事業

平成26年度より実施を開始した事業で、地域福祉人材の育成を目指していく。今後は、受講生の啓発を広め定着した事業運営を目指す。

【障害者自立支援事業】

1. 地域活動支援センター事業

利用者の能力に応じた活動として、施設内生産を中心とした生産活動、リサイクル活動及び施設外活動を実施する。

また、健康管理及び体力の増進を目的に行う体操・ダンス、ウォーキング等と、日常生活訓練を目的に入浴指導、清潔訓練、口腔ケアも継続し、新たに在宅生活訓練事業を実施する。日常生活における簡単な食事、室内の清掃、衣類の洗濯等指導・訓練を行う。

さらに、職員の知識を深める為の研修及び利用者家族の施設見学等を実施するとともに、他事業所との交流を行い業務啓発に取り組む。

【受託事業】

1. 地域ケアシステム推進事業

一人暮らしの高齢者や心身に障害のある方、また家庭の問題等で悩んでいる方の相談を受け、地域包括支援センターや福祉関係者と連携して問題の解決に努める。

必要な方には民生委員を中心に近隣ボランティアの協力を得てみまもりを行い、必要に応じケアチームを作る。要援護者を地域全体で助け合い、協力して支援をする。

2. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点として、地域住民への情報発信、様々なニーズ把握のため窓口としての機能を担う。

施設内にて小規模なイベントを開催したり、時には季節に準じた出し物を設置し、町民同士の楽しめるふれあいの機会を設けるなど、町から受付業務を委託されたごかみずべ公園とも共同しながら集客力をあげるように尽力する。

一方で、来館者に快適な空間を追及すると同時に、年間を通し施設の節電や節水等に努め、費用の削減を図るとともに環境に配慮した施設運営を目指す。

また、今後も引き続き、町民アンケートの実施により、ニーズを把握し、利用しやすい環境準備に努める。

3. 在宅福祉サービスセンター運営事業

介護保険関係諸制度の谷間のニーズや新しいニーズの補足をするために、ケアマネジャー・地域ケア・地域包括支援センター・民生委員児童委員等関係機関との情報交換を深め連携していく。

また、常に親切なサービスを念頭に置きつつ、事業内容向上のために、協力会員同士の事例検討会実施や在宅福祉サービス県連絡会主催の講習会にも積極的に参加する。

さらに、平成26年10月より五霞町コミュニティ交通バス（ごかりん号）の実証運行が延長されたが、当事業の移送サービスとの共存に向け、関係機関とともに事務調整を円滑に図っていく。

4. 日常生活自立支援事業

実施主体の県社協より事業の一部を受託する基幹的社協として、年金や生活保護等の金銭管理などを自分の判断能力で適切に行うことが困難な精神障がい者、知的障がい者や認知症高齢者などの方々が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、金銭管理サービス、生活援助、通帳保管サービス等の事業を推進する。

【公益事業】

[介護保険事業]

1. 指定居宅介護支援事業

在宅での看取り介護を希望される方が増えていることや在宅介護が推進されているため、保険者、地域包括支援センター、地域ケアシステム、民生委員、主治医、各サービス提供事業者などとの連携を図り、利用者が住み慣れた地域での生活が続けられるように援助していく。

今年度の介護報酬改定、介護支援専門員の研修制度の見直し等、新しい情報を的確に把握する。また中立公正なケアマネジメントが行えるように法令順守などとの研修に積極的に参加し、各介護支援専門員の資質の向上を図る。

社協だよりや旬報、保険者に事業所の紹介し、啓発にも力を入れてPRしていく。

2. 指定訪問介護事業

(1) 指定訪問介護事業

五霞町で1ヶ所しかない地域に密着した事業所として「元気に・明るく・笑顔で」をキャッチフレーズで「ひまわりヘルパー」の通称で活動している。啓発活動として、他の事業所への啓発活動を行いながら社会福祉協議会としての地域福祉増進活動も行い、今後も活動する。

ヘルパーは、町内在住の登録ヘルパーが多く、研修を行いながら安全・安心をお届けできるように日々勤めていく。

(2) 居宅介護事業

障がいがある方が、住み慣れた地域で日常生活を送れるように支援する。食事や掃除の家事だけでなく、身体介護等も行いながら、利用者のニーズに応えられるよう努める。職員も、随時研修を行いさまざまな障がいに対応できるように努める。

(3) 障害者移動支援事業

障がいのある方に生活の維持・向上へと繋げられるように目的地まで安全に移動する支援を行っていく。
就学の対象者への通学のための支援も行っていく。

(4) あったかサービス事業

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活するために、各制度では補えない部分の自主事業として日常生活の援助や軽度の身体介護を行う。

平成25年度から実施時間等も拡大し、さらなる活動の拡大を目指す。

3. 指定通所介護事業

平成27年4月から介護保険制度が改正になり、デイサービスの明確化が求められている為、リハビリテーションを主体としたサービスの転換を行い、新たな事業所として切磋琢磨すると共に介護職員の知識等のスキルアップに努める。

また、さらに活気ある雰囲気作りを模索し、いきいきとした日常生活が送れるよう支援する。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着した質の高いサービスを提供するため、ボランティアの受入や新たなサービスを取入れ、利用者の拡大に努める。

4. 地域包括支援センター事業

一般高齢者には、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう介護予防の重要性を啓発し、一次予防事業「元気はつらつ倶楽部」や二次予防事業「ぴんしゃん教室」「元気あっぷ教室」を通じ、健康維持のために活動を継続するよう支援する。

予防給付対象者（要支援1・2）には自立支援のためのケアマネジメントを行い、支援に努める。

認知症などで、判断能力が低下しても尊厳のある生活と人生をまっとう出来るように、認知症サポーター養成、地域権利擁護事業、成年後見制度の普及啓発に努め、専門機関と連携し、支援する。

平成27年度の介護保険制度の改正に伴い関係機関との連絡調整を行い、利用者に啓発活動を行い、地域包括ケア体制づくりを進めていく。